

# 雨水貯留タンクを設置される方には 助成金が交付されます。

尼崎市雨水貯留タンク設置助成金交付事業のご案内

## 目的

尼崎市では、市内の各家庭や事業所への雨水貯留タンクの設置を促進することにより、以下のようなことを目的として、雨水貯留タンク設置の助成を行います。

- 雨水を貯めることが、雨天時に雨が一気に下水道に流れ込むのを緩和すること。
- 貯めた雨水を花や植木への水やり等で有効利用することが、良好な水環境の形成につながる。

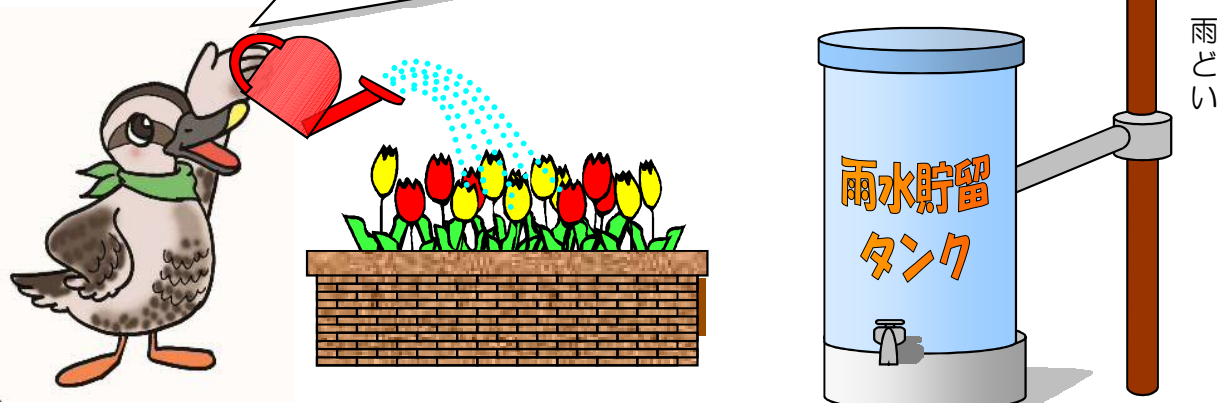
## 雨水貯留タンクとは？

建物の屋根に降った雨を雨どいから集め、その水を貯めるタンクです。貯めた水は花や植木への水やりや、夏場の打ち水としても利用できます。

## 助成の対象となる雨水貯留タンク

- タンク容量80リットル以上のもの。
- 製品として購入可能なもの。タンクの設置や維持管理等については別添「雨水貯留タンク設置と管理の手引き」を参照してください。  
(自作のものは対象となりませんので、ご注意ください。)

**必ず購入前に申請を行ってください！！**



## 助成対象となる条件

次の各項目を全て満たすものを助成対象とします。

- (1) 設置場所が、本市公共下水道計画区域（以下「本市計画区域」という。）内の戸建住宅、集合住宅、事業所であること。  
（本市計画区域：南部工業地域を除く、市域全域のことです。）
- (2) 尼崎市民又は本市計画区域内に事業所を持つ事業者であること。  
ただし、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる法人又は宗教上の組織若しくは団体の申請を除きます。
- (3) 設置場所の所有者又は設置について所有者の同意を得た占有者の申請であること。
- (4) 設置した雨水貯留タンクを適切に維持管理し、助成金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から7年以上雨水貯留タンクを存続させることができる方。
- (5) 過去に助成金の交付を受けていない方。
- (6) 雨水貯留タンクを設置する建築物に、過去に助成金の交付を受けた雨水貯留タンクが設置されていないこと。ただし、集合住宅については、この限りではありません。
- (7) 雨水貯留タンクが、販売を目的とした土地又は建築物に設置するものでないこと。
- (8) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）でないこと。
- (9) 市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び下水道使用料を滞納していない方。

## 助成金額について

雨水貯留タンク本体の購入価格（消費税及び地方消費税を含み、市内業者に当該雨水貯留タンクの設置工事を依頼した場合にあっては、その設置に要する費用を含む。）に、市内業者から購入した場合は購入価格の2分の1、市外業者から購入した場合は購入価格の3分の1を乗じて得た金額を助成します。（ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。）

1申請者につき1基とし、助成金の限度額は、30,000円とします。

	市内業者から購入した場合	市外業者から購入した場合
市内業者による設置の場合	(購入費+設置費) × 1/2	(購入費+設置費) × 1/3
市外業者及び自己設置の場合	(購入費) × 1/2	(購入費) × 1/3

**【例】40,000円（税込）の雨水貯留タンクを市内業者で購入し、30,000円（税込）で市内業者に設置を依頼した場合**

計算方法： 40,000円 + 30,000円 = 70,000円  
70,000円 × 1/2 = 35,000円

⇒助成金の限度額30,000円を超えるので、30,000円が助成金額です。

## 手続の流れ

…申請者に行っていただく内容です。

### 1. 設置予定場所の写真撮影

### 2. 申請書の提出※1

3. 税等及び下水道使用料の  
滞納状況確認（2週間程

4. 助成金交付決定の通知

### 5. 購入及び設置

### 6. 設置後の写真撮影

### 7. 設置完了の報告※2

8. 完了検査の実施

9. 助成金交付確定の通知

### 10. 助成金の請求※3

11. 助成金の交付

#### ※1 申請時に提出していただくもの

- ・雨水貯留タンク設置助成金交付申請書(第1号様式)
- ・誓約書(第2号様式)
- ・申請者宛の見積書  
購入費用と設置費用(市内業者で設置する場合にのみ助成対象。)の内訳を記載してください。  
ただし、雨水貯留タンク本体の購入のみの場合は、製品のカatalogでも結構です。  
(見積書およびカatalogは、容量及び価格が分かるものとします。)
- ・雨水貯留タンク設置予定場所の写真(雨どいを入れたカラーの写真を提出してください。)
- ・借家の場合は、設置場所の所有者の同意を得た申請であることを示す書類
- ・集合住宅の場合は、管理者又は管理組合の同意

#### ※2 完了報告時に提出していただくもの。

- ・雨水貯留タンク設置完了報告書(第9号様式)
- ・領収書(原本)
- ・雨水貯留タンク設置後の写真(カラー)

**上記書類がそろった時点で上下水道部計画担当までお電話ください。(電話番号:06-6489-6588)**  
後日ご自宅等に訪問し、完了検査を行います。

#### ※3 請求時に提出していただくもの

- ・雨水貯留タンク設置助成金請求書(第11号様式)

## 注意事項

- ① 申請時は書類一式を、市役所上下水道庁舎上下水道部計画担当窓口まで直接ご持参ください。
- ② 必ず雨水貯留タンク設置前に申請を行い、市から交付決定通知を受けた後に、雨水貯留タンクの購入および設置を行ってください。
- ③ 申請書等の様式及び記入例については、市役所のホームページからダウンロードできます。また、尼崎市役所上下水道庁舎上下水道部計画担当でお渡しすることもできます。
- ④ 当初の申請内容から変更が生じた場合や、申請を取り下げる場合は必ず所定の様式により申請を行い、管理者の承認を受けてください。(まずは、上下水道部計画担当までお電話ください)
- ⑤ 設置完了報告は、申請年度の2月末日までに必ず行ってください。
- ⑥ 交付決定の通知から実際に助成金を交付するまで、1か月程度かかることがありますので、ご了承ください。
- ⑦ 市が設置状況等の立入調査を行う場合、これにご協力いただきますようお願いいたします。

## よくあるご質問

### 問. 集合住宅も助成対象となりますか？

答. 集合住宅の各住戸への設置も助成対象となります。ただし、集合住宅への設置の際は、管理者又は管理組合からの同意を得た申請であることを示す書類が必要となります。

### 問. 敷地内の複数の建物にタンクを設置することは可能ですか？

答. 1つの敷地につき1基までの助成に限らせていただきます。ただし、集合住宅については各住戸への助成も行います。

### 問. 事業所への設置は個人の申請で行えますか？

答. 法人の場合は、法人として申請を行ってください。その際、申請書に社名・代表者名を記入し、社印・代表者印を押印願います。

### 問. 上下水道庁舎以外で、申請書類がもらえる場所がありますか？

答. 申請書類については、上下水道庁舎上下水道部計画担当窓口のほか、栗山中継ポンプ場、北部浄化センター、東部浄化センター及び市内の各地域振興センターに置いてあります。

### 問. 完了報告時に提出する「領収書」とはどのようなものですか？

答. 領収書については、宛名、日付、領収金額、発行者、雨水貯留タンク設置にかかる費用であることが記載されているものをいいます。

## 申請の受付期間

受付期間は、次のとおりです。ただし、受付順に審査を行い、本市の予算額に達した場合は、早く受付を終了しますので、ご注意ください。

受付期間：令和3年4月19日～令和4年1月31日

- ・ 昼休みの時間を除きます。
- ・ 土日・祝日・年末年始の閉庁日を除きます。

**必ず購入前に  
申請を！！**

### 問合せ・相談

尼崎市 公営企業局 上下水道部 計画担当

場所：〒660-0051

尼崎市東七松町2丁目4番16号

上下水道庁舎

電話番号：06-6489-6588 FAX：06-6489-7407

ホームページ：<https://amasui.org/shoukai/amasui/2000602.html>

「トップページ」→「尼崎市公営企業局」→「組織情報」→「尼崎市公営企業局の組織」

